



■市のイベントにて(筆者中央)

福岡県古賀市
保健福祉部福祉課長
落合 克彦
(おちあい かつひこ)

Profile
平成 2年 厚生省入省
平成 8年 社会・援護局地域福祉課
平成13年 社会・援護局障害保健福祉部
企画課経理係長
平成18年 ~現職

「福祉を支える『現場』から」

平成2年4月に入省して以来、障害者福祉などの福祉分野で仕事をしてきました。

「福祉」は、子どもが健やかに成長すること、お年寄りがいきいきと生活を送ることなど、国民のライフステージの様々な局面を支える重要な仕事です。

私は平成18年4月に福岡県の古賀市に出向し、現在、保健福祉部福祉課長として、まさに「福祉」の最前線において仕事をしています。いわば制度をつくる側から制度を運用していく側に立場を替えたわけですが、最近特に感じることは、「地域の力」というものが重要だということです。現在古賀市では「地域福祉計画」

の策定を進めています。現代は複雑な社会情勢と価値観の多様化により家族のつながりや地域のつながりといったものが失われつつあります。

過去にはそうした地域関係が多かれ少なかれ存在し、地域の力で解決できていたことがたくさんあります。例えば子どもの見守りやお年寄りのお世話などです。こうした関係性が希薄化した結果、社会保障費が増大してきているという側面も否定できません。

公務員の責務として、決められた政策や仕事を間違いなく行うことは当然です。特に生活に直結した我々の業務においては、一つの不作為がその人の人生

を左右することも起こりえます。

ただ、そのような中においても柔軟性、独創性を兼ね備え、制度の趣旨を理解する一方で制度の運営の実態を把握し、その上で施策の展開を図っていく必要があると考えます。

理想と現実のバランスを見極め、創造性を持って制度設計をする。このような発想ができる人材が多く集まれば、我が国の今後の社会保障制度がより充実したものになっていくのではないかと思います。

横浜市子ども青少年局地域子育て支援課
(平成19年4月から社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課)
石田 有介(いしだ ゆうすけ)

Profile
平成15年 厚生労働省入省
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
平成17年 横浜市西区役所福祉保健
センターサービス課
平成18年 横浜市子ども青少年局
地域子育て支援課



■執務中の筆者

「全ての人の生活を 支えるのが私たちの役目です」

Q1 現在の職務内容、仕事のやりがいを教えてください。

私は平成15年に厚生労働省に入省し、平成17年から現在の職場である横浜市に出向して今年で2年目になりました。1年目は福祉事務所で生活保護のケースワーカーとして、事務所での面談や家庭訪問などを通して、生活保護受給者が自立した生活を送るために様々な助言や指導を行っていました。

福祉事務所はまさに厚生行政の最前線で、ケースワーカーとしての業務を通して、(当たり前かもしれませんが)施策は机上の空論であってはならず、現場である自治体との協働によって、絶えずより実効性の高いものを目指して行かなければならない、と強く感じました。また、ケースワーカーは人対人の業務

ですので、批判も直接受けますが、同様に感謝の言葉も直接いただけるので、それが励みになりました。

現在は、市民の方々が安心して子どもを産み育てられるようにするため、子育て中の親子が集える広場や、気軽に子育てについての悩み相談ができる場所づくりなどを担当しています。

広場へ行った時に出会うお母さんや子どものキラキラした笑顔を見たときには、「この仕事をしてよかったなあ」と素直に感じます。

Q2 自治体と本省との違いについて教えてください。

本省では、調査によるデータや現場の意見を踏まえて、国全体のバランスを考慮しながら施策を立案し、自治体では、

施策がその自治体で円滑に実施できる方法を検討し、実施します。

そのため、「制度を根本的に改革したい!」、「全国どこに引っ越してもこんな行政サービスがあったらいいのに!!」などの思いを実現できるのが、本省の魅力だと思います。

Q3 学生へのメッセージをお願いします。

厚生行政は、どれも国民の生活に深く関わるものであり、私たちの仕事いかんで日常生活が良くも悪くも変化していきます。その責務は大きく、部署によっては業務が深夜に及ぶこともあります。その分やりがいもあります。

学生のみならず、あなた達自身も含めた国民みなさんの日常生活をより良くするため、厚生労働省であなたの力をフル活用しましょう!!



札幌市北区
保健福祉部保護第三課
(平成19年4月から札幌市児童福祉総合センター)
水口 量弘(みずぐち かずひろ)

Profile
平成16年 厚生労働省入省
雇用均等・児童家庭局総務課
平成18年 札幌市北区保健福祉部
保護第三課

「国民の生活を守って います!!」

Q1.現在の職務内容、仕事のやりがいを教えてください。

現在私は、札幌市北区において生活保護業務を担当しています。

生活保護制度は、真に生活に困っている方に最低限の生活を保障し、社会のセーフティネットとしての役割を果たしています。生活保護を受けることになった背景はその時々々の社会情勢、地域・家庭環境など様々な要因によるものであるため、画一的な援助でなく広い視野を持った援助が必要となってきます。これら援助は決してたやすいものではありません。

せんが、人がらしく生活できるように手助けしていくことには大きな責任とやりがいを感じます。

Q2.自治体と本省の違いを教えてください。

本省と自治体との最も大きな違いは、法制度を立案・整備するのが本省(国)であり、その法制度を現場で実際に運用・実施していくのが自治体という部分ではないでしょうか。これは両者に優劣の関係があるということでは決してありません。両者は対等であり、強い連携が必要不可欠だと感じています。

Q3.学生へのメッセージをお願いします。

厚生労働省の仕事は全て国民生活に密接に関わってくるものです。したがって、私たちの仕事は「国民の生活を守る」という非常に重要なものであり、厳しいことも多くあると思います。ですが、重要な仕事であるからこそ、その分やりがいや達成感は大いなものとなります。是非私たちと一緒にすべての国民がよりよい生活を送れるような国を創っていきましょう。